

陸上自衛隊達第35－6号

警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第33号）第1条の規定に基づき、警務官等の指定の細部手続に関する達を次のように定める。

令和7年2月5日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

警務官等の指定の細部手続に関する達

（目的）

第1条 この達は、警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令（以下「訓令」という。）第1条の規定に基づき、警務官等の指定の手続について必要な細部の事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 部隊等 自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）第2条第7号に規定する部隊等をいう。
- (2) 部隊等の長 前号に規定する部隊等の長をいう。

（警務官等の指定）

第3条 部隊等の長は、陸上自衛官が訓令第1条第1項各号の規定に該当した場合には、警務官指定上申名簿（別紙）を作成し、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

2 訓令第1条第1項第2号の警務官等及び同第3号の警務官の指定上申については、前項の上申に併せて検察官、検察事務官又は司法警察職員としての勤務を証明するもの又は卒業証明書等の学識経験を証明するものを添付するものとする。

3 3等陸佐以上の陸上自衛官を警務官に指定する場合の防衛大臣に対する承認申請は、陸上幕僚長が行う。

附 則

この達は、令和7年2月5日から施行する。

別紙（第3条関係）

警 務 官 指 定 上 申 名 簿

| 番号 | 部隊等 | 階 級 | 氏 名<br>n a m e | 理 由 |
|----|-----|-----|----------------|-----|
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |
|    |     |     |                |     |

寸法：日本産業規格A4

※ 警務官補の指定上申については、「警務官」を「警務官補」に置き換えて使用する。